

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

私が大学生の時に父が加入手続を行ってくれた国民年金の納付記録が最近見つかったが、私が大学を卒業して就職し、厚生年金保険に加入していた期間のうちの一部の期間についても、国民年金保険料が納付されていたため、厚生年金保険と重複している期間の保険料については還付するとの連絡を最近になって受けた。

父が保険料を納付した時点では、申立期間の保険料に充当可能であったので、還付金を申立期間の保険料に充当してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和50年10月から51年2月までについては、A市役所（現在は、B市C区役所）作成の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金保険料は、51年6月分については同年6月30日、同年10月から同年12月までの分については同年12月31日に納付されている一方で、申立期間の保険料は未納とされていることが確認できる。

上記納付済保険料については、当該納付済期間が厚生年金保険加入期間であったとして、納付後32年以上たった平成21年11月に還付決議されているが、上記被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険に加入したことによる国民年金の資格喪失日（昭和51年6月1日）が記載されている上、申立人は、昭和52年5月には住民票をB市に異動させている。保険料に係る還付金又は過誤納金がある場合において、還付を受けるべき者に納付すべき保険料があるときは、還付に代えて、還付金等をその保険料に充当することとされており、当該被保険者名簿の記載及び当時、還付処理を行った形跡が見ら

れないことを考慮すると、所轄社会保険事務所（当時）は、当該資格喪失日を把握した時点で、申立人には時効期間が経過していない未納保険料があり、上記納付済保険料額で充当可能な申立期間のうち 50 年 10 月から 51 年 2 月までの保険料に充当処理され、当時の 1 か月分の保険料額に満たない残余は還付されたものと推認される。

- 2 しかしながら、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月については、上記のとおり、厚生年金保険加入期間中の納付済保険料額では当該期間の保険料額に満たず、充当処理されなかったと推認されること、申立人は、当該期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする父親から聴取できないため、当時の状況が不明であることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 1404

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から45年3月まで

私の父は、私が高校卒業後に勤めた会社を辞めた後に国民年金の加入手続きを行ってくれた。両親及び姉には保険料の未納期間が無いのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続き及び保険料納付を行ってくれたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年11月頃に払い出されたことが手帳記号番号払出簿により確認でき、その資格取得日は、申立人が所持する年金手帳にも記載されているとおり、20歳到達日である43年\*月\*日とされていたことがオンライン記録から確認できる(平成18年1月24日に厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年2月1日に記録訂正)。

当該払出時点では、申立期間直前の期間で、現在は厚生年金保険期間となっている昭和43年11月から44年1月までの期間及び申立期間は連続する未納期間であり、保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人の父親は、申立人が20歳到達時点には会社に勤めていたことを知っていたことから、申立人の誤った資格取得日をそのままにして、保険料を過年度納付したとは考えにくい。

さらに、申立人は、父親から保険料を遡って納付したことを聞かされたことはなく、父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無いことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月、15年1月及び同年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月  
② 平成15年1月  
③ 平成15年3月から同年6月まで

私は、平成5年7月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。

また、結婚後は、夫が会社を退職してからは、1か月分だったり、何か月分かをまとめたりしたが、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続を行った場所及び国民年金保険料額の記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、当該期間後の平成8年5月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持したことは無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、夫の保険料と一緒に納付していたところ、オンライン記録から、夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成12年12月から14年8月までの期間については、13年5月及び

同年6月を除き申立人及び夫の保険料は同一日に現年度納付されているが、14年9月から同年12月までの期間については、16年10月以降に夫婦交互に別の日に1か月分ずつ過年度納付又は時効期間経過後に納付されたことによる充当処理が行われたことが確認できる上、オンライン記録から、申立人は、申立期間②の保険料を時効期間経過後の17年3月に納付したことが推認でき、当該保険料は当該期間直後の15年2月の保険料に充当されたことが確認できる。

3 申立期間③については、オンライン記録から、申立人は、平成15年2月分の保険料を17年7月に納付したものの、15年2月分の保険料は、上記のとおり、充当により納付済みであったことから、申立人が17年7月に納付した保険料は、申立期間③直後の15年7月の保険料に充当処理されたことが確認でき、充当処理された時点では、申立期間③は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人の夫も申立人と同様に充当処理され、申立期間③は未納である。

4 申立期間②及び③は、平成9年以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成及び領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少なくなった頃であり、14年4月からは、国による保険料の直接収納が始まったことにより、さらにその可能性は低くなった上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年5月までの期間及び5年9月から6年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から2年5月まで  
② 平成5年9月から6年8月まで

私は、会社を退職する都度、A市役所B地区事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、母に国民年金保険料を納付してもらっていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職する都度の国民年金の加入手続についての記憶が明確でなく、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶が明確でない。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年8月頃に払い出されたものと推認できるが、当該手帳記号番号によって管理されている被保険者資格の取得及び喪失の記録の中に申立期間①及び②が確認できない一方で、申立人の基礎年金番号となっている厚生年金保険の記号番号によって管理されている被保険者資格の得喪記録の中に申立期間①及び②が確認できることから、申立期間①及び②の資格得喪記録は、基礎年金番号制度が導入された平成9年以降に追加されたものと推認でき、申立期間①及び②当時は未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立人は、ほかの年金手帳を所持したことは無いとしており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 11 月 1 日から 17 年 3 月 1 日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中の平成 17 年 2 月 1 日に医療機関を受診した際、A事業所の健康保険証を提示したと記憶しており、申立期間中も同事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間中の平成 17 年 2 月 1 日に医療機関を受診した際、A事業所の健康保険証を提示した。」としているところ、B病院が保管する資料から、申立人は、平成 17 年 2 月にA事業所に係る健康保険証により同病院を受診したことが確認でき、オンライン記録から、申立人の同事業所に係る健康保険証の回収日は申立期間後の同年 6 月 2 日であることが確認できる。

しかしながら、A事業所に係る滞納処分票には、平成 16 年 12 月 2 日付けの事業主からの聴取結果として、出勤していない従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を遡及して喪失させることが考えられる旨の記載がある上、C年金事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、17 年 5 月 27 日にC社会保険事務所(当時)による実地調査が行われ、16 年 11 月 1 日を資格喪失日として、17 年 5 月 30 日に同社会保険事務所が収受した記載が確認できる。

また、A事業所の事業主は、「資料が無いため、申立人の勤務状況及び保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認

することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。